

提出があった御意見一覧

<p>1</p>	<p>公務員の引っ越し費用の増額という事だが、この文面だと、特別に許可された場合、上限無く費用が出せる事になり、規制が効かないのではないか。</p> <p>特に自分で異動に許可を出せる大臣・政府関係者が、邸宅ごと移動した費用を税金で負担するなどという事にも使われかねない。</p> <p>特別許可の事由や規模、金額について、制限を儲けるべきである。</p>
<p>2</p>	<p>転居費の算出方法がより柔軟になるのは良いことだが、そもそもの見積額を取得する工程に無駄が多すぎる。業務に必要な転居であるのに、転居を命じられた者がプライベートな時間を長時間割いて手配可能な業者を探し、見積書を取得する作業は民間企業、特に大手会社では考えられない方法となってきている。また、転居の前後で車が必須の地域に住まされる場合にも、車の輸送費が費用に含まれず自腹で払う必要があるのもおかしい。</p> <p>業者による転居費用を安価に抑えたいのであれば、各省庁が業者と契約を結んで一括で手配し、省庁から直接支払するのが最も合理的かつ効率的な方法ではないか。契約する業者を毎年検討しなおす方法にすれば、癒着の問題も解決するだろう。職務上の命令を受ける側に多大なる労力をかけ、自腹で払わなければならない費用も発生していることについて今一度ご検討いただきたい。</p>
<p>3</p>	<p>15条1項3号に規定するカッコ書きについて、その制定趣旨は例えば1号と3号の併用により運送を行った場合、3号部分に係る運送についても複数の運送業者に見積りを取得させ、比較させることへの煩雑さを考慮してのことでしょうか。</p> <p>改正規定だけを読むと、併用したケースにおいては、3号部分に係る金額がどれだけ高額になっても運送業者との比較をせず請求することができるように見えます。</p> <p>一般的に3号での運送の場合は、全体に比して額が僅少になるものと思いますが、以下のような考えを明示しないと旅行命令権者が認めさえすれば、徒に恣意的な運用が行われるのではないのでしょうか。</p> <p>例)1号 見積り A社 20万 B社 15万</p>

	<p>3号 宅急便での発送 4万</p> <p>1号+3号の実際支払額 19万<1号での不採用見積り額 20万より、経済的と判断するため、併用を認める。</p>
4	<p>国内外問わず、各地域で増減額にばらつきがあったが、それはなぜか？</p> <p>政令指定都市と浦安市を対象に別枠で自由に旅費支給額を定めるべきでは？</p> <p>※浦安市は、東京ディズニーリゾートホテルがあるから。</p>
5	<p>旅費支給額は、現在の金額でも対応できる範囲の金額ではないでしょうか？</p> <p>物価高と言われていますが、一般企業の規定金額が給与と比較しても、よほどよい場所へ宿泊や交通手段を用いなければいけない金額かと思います。</p>
6	<p>直前に決まる出張が多く、その場合、旅費の金額を超えてしまうこともあるので、何らかの特例があるとよい。最近では物価も上がっているため、旅費内の宿泊を見つけるのが困難である。特に、地方に行くと宿泊場所数が限られているので、困難を極める。</p>
7	<p>実勢価格の調査とは、具体的にどのような方法で行っているのでしょうか？また、その時期はいつなのでしょう。</p>
8	<p>地方公共団体の職員です。</p> <p>内容については特に意見ありませんが、地方公共団体の条例等で、国の宿泊費基準額を参考にしている場合が多いと思います。私が勤務している団体もそのように定めています。（厳密に言えば地方公共団体独自で宿泊費基準額を定めることもできますが、全国の実勢価格を調査することは地方公共団体には難しく、宿泊費基準額は国に依拠するほかないと考えています。）</p> <p>パブコメ案の公表が12月末、改正省令の公布が2月ですと、それを受けた地方公共団体の改正作業（システム改修を含む）が間に合わなくなります。</p> <p>このため、遅くとも昨年度と同じ時期（12月中）には改正省令を公布していただけると幸いです。</p> <p>また、総務省を經由して、給与情報として、パブコメが出されたことを都道府県、指定都市に通知していただけると幸いです。</p>

9	<p>運送事業者とその他の方法を併用する場合における転居費の算定方法が単に加算するのみであるなら、通常宅配便等を利用する場合においては、見積の取得やメタサーチサイトを利用した引越費用の比較は不要であると考えがいかがでしょうか。</p> <p>そもそも使用する予定のない事業者から見積を取得することやメタサーチサイトで検索することは不合理であると考えます。</p>
10	<p>国家公務員の出張は税金で行われておりますので、一定の規律は必要と考えます。一方では、その宿泊費の消費は地域の経済効果をもたらしている観点も必要です。今回改正においては、設定額の低い地域の上限の一定の引き上げが見られますが、実態調査の結果に一定の上乗せをおこない、当該地域の経済活性化に寄与するということも考慮していただきたいと思えます。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> ・「国家公務員等の転居の実態を踏まえて、これらの運送を併用した場合の算定を可能とするための改正を行う。」とあるが、実態の具体的な内容を示してほしい。 ・「旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送方法のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする」とあるが、「困難と認めるとき」は、どのようなケースであれば認められ、どのようなケースであれば認められないのか、具体的を示してほしい。 ・通常、運送業者に一度に運送してもらうことが合理的であるため、この「困難と認めるとき」というのは、極めて特例的な扱いなのか。 ・例えば、運送業者に大きな家具だけを運送してもらい、身の回りの最低限必要な家具を旧住居に残しておき、翌日、残った家具を自家用車で運送して新居に入居する場合でも、この規定に該当するものとして合計額が支給されるのか。
12	<p>そもそも通常の会社では、転居費については出ないところがほとんどなのでなくていいと思われる。転居が多い業界でも転居の補助が出ないのがザラである。</p> <p>宿泊費については、全体的に安くていいと思われる。金額を拝見させていただいたが、東京から地方は飛行機等の利用のため高額になるが地方に行けば行くほど安いのは、何か意図があるのか。地方を蔑ろにするつ</p>

	<p>もりなら正解だが、するつもりないなら金額の統一が良いのではないかと思われる</p>
<p>13</p>	<p>突然、財務省主計局給与共済課給与第5係のパブリックコメント担当様に宛てて 国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令案に対する意見を拝送することをお許してください。 早速、 国家公務員等と国家公務員等ではない人にも差別されずに旅費が支援されるようにしてほしいので 罪を償っていない人ではない人で、一旦、国会と都道府県の議員を廃止して、日本に住む全ての人を議員に して、2馬力選挙やステルス自民や統一協会から天一正教に資金を移して、高額献金他の問題の解決がされて いないから選挙費用の600億以上を削減して、一年交代でくじ引きで市町村長を決めてほしいので 財源として外国と日本に住む人に迷惑かけずに原価0円ですべてのものを自給自足できるまで 輸入して原価20円くらいでタクシー代、通信代、仮想現実世界で 既存住宅を最大限に活用する持続的な住宅市場を支える日本に住むあらゆる人と専門技術者・技能者が治 療受けてなくても、治療しながらでも無試験、無学でも現実世界の職場で働いてるようにして、 専門技術者・技能者やサービスを受ける人から専門技術者・技能者並みになったと認められたら、 人手不足のところや就職者を募集しているところに くじ引きで順序に入社できて、合わなかったら次の職場にすぐ就職できるようにするためのシステムや自 動で代理でロボットに働かせるようになるための代金、軽油代、ガソリン代、食糧代、電気代、水道代、老若 男女がデートに使う時の車代、バイク代、バス代、飛行機代、新幹線代、電車代、保険代、子育て代、授業料、 本代、国際法を守らないロシア、中国、北朝鮮、米国その他からの核ミサイルやドローン攻撃にも耐えらえら れる地下シェルターの建設代、他ゆりかごから墓場まで 不安もなく、何不自由なく生活できるように 累進課税の強化と不公平税制の是正して、 国家予算の33倍の費用を発行しても破綻しなかったから 物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないように見ながら、</p>

<p>公共事業として今ある予算の範囲で 日本に住む人に生活保護費以上の選択的に返還可能な地域商品券か電子地域商品券を選択的に停電しても利用できる紙の健康保険証、運転免許証、住民票に紐づけて、 目標として毎月50万円分から1200万円分以上発行して 日本に住むすべての住民に支給するか、取りに来てもらえるようにしてほしい。 以上、お忙しい中最後までご覧下さり有難うございます。</p>
